

2010～2011年度 クラブ運営に関する事務手続きのポイント

1 西日本区事務所

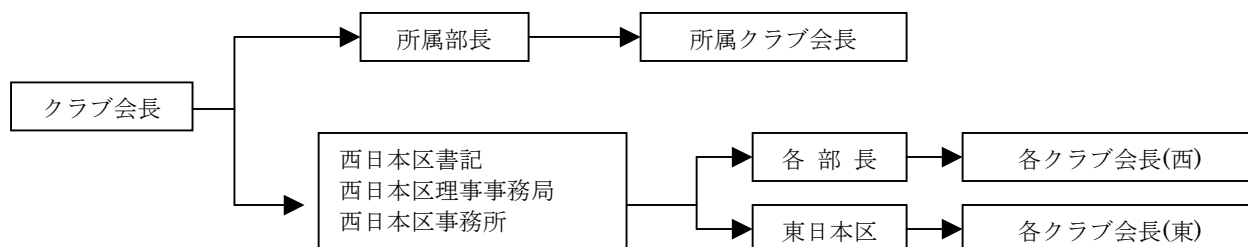
担当職員 北 村 久美子 (大阪西)

- (1) 所在地及び連絡先
〒532-0012 大阪市大阪市淀川区木川東 4-5-4 新上野ビル 3 F ワイズメンズクラブ国際協会 西日本区事務所
TEL 06-4805-0570 FAX 06-4805-0571 <http://www.ys-west.or.jp> E-mail: info@ys-west.or.jp
- (2) 業務時間 月曜日から金曜日 PM1:00～PM5:00 休日 土・日・国民の休日・その他規定の休日(理事通信にて告知)
業務に関する内容で時間外に、職員個人への連絡はご遠慮下さい。
- (3) 主な業務(詳細は、西日本区事務所及び理事事務局業務役割 P.71 参照)

①会員異動報告書の受理(手続き)	⑤クラブチャーター手続きのサポート
②西日本区半年報の集計・管理	⑥国際会費・アジア会費・国際献金の送金
③西日本区費等の請求・受領	⑦入会者への物品発送、西日本区会計の入出金管理などの日常業務
④緊急連絡への対応(下記緊急連絡方法参照)	

緊急連絡方法

部又はクラブ内で発生した事案を、西日本区・東日本区のメンバーに知らせたい時。



E-mail: rd10@ys-west.or.jp
rd10c@ys-west.or.jp
rd10b@ys-west.or.jp
rd10s@ys-west.or.jp

常任役員ヘリンク
 理事、書記、会計、理事事務局、西日本区事務所ヘリンク
 各部部長ヘリンク
 各事業主任ヘリンク

※メール委員経由で、各クラブ会長に情報を伝達する場合。それぞれに、9部のメール委員ヘリンク

中部メール委員 < chubu@ys-west.or.jp >	びわこ部メール委員 < biwako@ys-west.or.jp >
京都部メール委員 < kyoto@ys-west.or.jp >	阪和部メール委員 < hanwa@ys-west.or.jp >
中西部メール委員 < chuseibu@ys-west.or.jp >	六甲部メール委員 < rokkou@ys-west.or.jp >
西中国部メール委員 < nishichugoku@ys-west.or.jp >	瀬戸山陰部メール委員 < setosanin@ys-west.or.jp >
九州部メール委員 < kyushu@ys-west.or.jp >	

※以上のEメールアドレスは、緊急連絡や区の運営に使用されます。各メールアドレスは、設定後運用可能となります。

2 西日本区理事事務局

- (1) 2010-2011年度 所在地 〒611-0021 京都府宇治市宇治御廟 67-1 レオーネ南陵 105
西日本区理事事務局 大 槻 信 二 TEL 0774-28-5885 FAX 0774-28-5888
- (2) 主な役割(詳細は、西日本区事務所及び理事事務局業務役割 P.71 参照)
理事・書記・会計のサポートスタッフとして区の活動の一端を担います。理事通信など、区行政に関することを業務といたします。

3 半年報提出

各クラブから提出される年2回の半年報は、西日本区の現状を把握する重要な基礎資料であり、各クラブから納付いただく区費や負担金等の算出基礎となります。各クラブは、前年度の控えをもとに整合を確認し、起源を守り提出して下さい。

半 年 報	記載内容の期日	提出期限	提 出 先
前期半年報	7 月 1 日	7 月 1 0 日	所属部の部長
後期半年報	1 月 1 日	1 月 1 0 日	
各部の部長は、これを集計して前期は7月15日、後期は1月15日までに西日本区書記に提出して下さい。			
西日本区書記 柳 慎 司 〒607-8133 京都市山科区大塚中溝 65-2 TEL 075-592-3803 FAX 075-592-3813 E-mail: yanagi.s@leto.eonet.ne.jp			
半年報は、西日本区ホームページ(http://www.ys-west.or.jp)から PDF・ワードデータともにダウンロードすることができます。			

4 会員異動報告書の提出

- (1) 新 入 会
 - ① 「会員異動報告書」に記入し、FAXにて西日本区事務所へ送付。併せて、EMC事業主任、各部 EMC 事業主査へも控えを送ってください。
 - ② お祝いとして「会員バッヂ」「ランチョンバッヂ(名札)」等を西日本区から贈呈致します。
 - ③ 西日本区事務所より上記お祝い品一式と併せて「入会請求書」が送られますので、送金方法に従って納付してください。
- (2) 転 入 会
 - ① 「会員異動報告書」に記入し、前述①同様の処理をして下さい。
 - ② 一時退会より1年以上経過しての再転・入会に付いては新入会扱いとなります。
 - ③ 連絡主事が4月に変わられたときも同様です。
- (3) 退会

「会員異動報告書」に記入し、前述①同様の処理をして下さい。

・「会員異動報告書」は西日本区ホームページからダウンロードしていただけます。

5 区費について

西日本区費は年額 15,000 円ですが、区大会支援金と国際大会支援金が別途請求されます。区費には下記の項目が含まれています。

- (1) 国際会費 (35 スイスフラン) (2) アジア会費 (4 米ドル) (3) 西日本区運営費 (4) 代議員会負担金 (代議員旅費)
- (5) 部活動支援金 (6) メネット事業協力費 等

6 西日本区への送金

(1) 送金時期等

項 目	納 付 期 限	手 続 き な ど	備 考
前期区費	8月15日	各クラブへ請求書と「払込取扱票」が送付されます。	半年報に基づく請求です。
後期区費	2月15日		
入会金 (チャーターメンバーも同様)	請求後 1ヶ月以内	「会員異動報告書」に基づきクラブ会長宛に請求書が送付されます。	入会金 6,500 円 チャーター 5,500 円
区大会支援金		区費と共に請求	年額 500 円
国際大会支援金		区費と共に請求	半期 500 円 (年額 1,000 円)
Yサ・ユース献金	2月15日迄	Yサ・ユース事業主任より詳細通知いたします。	目標 1,500 円
地域奉仕・環境資金 (CS) (FF資金)	2月15日迄	地域奉仕・環境事業主任より詳細を通知いたします。	目標 1,500 円 目標 800 円
TOF 献金	2月15日迄	同上	目標 \$ 16
BF (使用済切手)	1月末日迄	ファンド事業主任より詳細を通知いたします。	切手・現金合算
BF (現金)	2月15日迄		目標 \$ 15
EF JWF	2月15日迄分 随時	「EF・JWF 献金申込書」を FAX 「払込取扱票」に内容を記載し送金	一口 \$ 100 一口 ￥5,000
募金・献金など	随時		

- ① 西日本区への送金はすべて所定の「払込取扱票」を使って送金してください (郵便局)
- ② 「払込取扱票」には必ず「払込人」の「氏名」「クラブ名」「電話」を記入してください。
- ③ 「払込取扱票」の明細書にも送金金額の内容を記入してください。
- ④ 不明な点は西日本区会計もしくは西日本区事務所にお問い合わせください。
- ⑤ 会長から特に会計の方に連絡戴きたい事項。入会金、Yサ、BF 現金、CS、TOF、FF、EF、JWF 等の送金は必ず所定の「払込取扱票」にてお願いいたします。また、忘れずに明細、日付、クラブ名、払込人氏名をお書きください。
- ⑥ 「払込取扱票」がなくなれば西日本区事務所にご請求ください。
- ⑥ US\$表記の目標金額については、2010 年 11 月開催の、第 2 回役員会において、当該年度為替交換レートを確定の上、円換算の金額が発表されます。

(2) 半年報に基づく西日本区費等のチェックリスト (2010～2011 年度)

項 目	前 期(7/1 現在)	後 期(1/1 現在)	項 目	前 期(7/1 現在)	後 期(1/1 現在)
① 西日本区 会 費 (半期分)	7,500 円 x _____ 名 (連絡主事を除く)	7,500 円 x _____ 名 (連絡主事を除く)	⑤ 国際大会 支援金 (半期分)	500 円 x _____ 名	500 円 x _____ 名
② 連絡主事 会 費 (半期分)	2,000 円 x _____ 名	2,000 円 x _____ 名	⑥ 西日本区 ロースター	1,900 円 x _____ 冊 (申込数)	
③ 特別メネット 会 費 (半期分)	4,000 円 x _____ 名	4,000 円 x _____ 名	⑦ 東日本区 ロースター	1,600 円 x _____ 冊 (申込数)	
④ 区大会支援金 (半期分)	500 円 x _____ 名 (①+②+③)		⑧ Eメール 使用料	1,000 円 x _____ 名	1,000 円 x _____ 名
			合 計	_____ 円	_____ 円

半年報に記入後、このチェックリストで計算しておいてください。西日本区会計より請求書が送付された時点で確認にご利用ください。また、クラブ予算の立案等にもご活用ください(③特別メネットとは、ワイズメンの夫人でないが各個クラブが入会を認めた女性をいい、特別メネット会費を西日本区会計に納入いただきます)。

7 新クラブチャーターとチャーターメンバー

- (1) 報 告 については「クラブ作りの手引書」をご参照ください。
- (2) 会 費 チャーターした月の属する半期分の西日本区に対する会費、負担金は免除されます。
- (3) 入会金 クラブ会長宛に請求書が送付されます。
- (4) 登録費 国際へのクラブ加盟金として 100 スイスフラン(円換算は西日本区事務所へお問い合わせください)を西日本区会計へ振り込んでください(区事務所から請求書送付)。

8 クラブブリテン

- (1) 必須記載事項
クラブブリテンは会員の機関紙であり、外部への広報紙でもあります。その内容はクラブの自主性に任されますが、用紙は必ずA4サイズを使用し、次の事項を記載してください。
・国際会長主題 ・アジアエリア会長主題 ・西日本区理事主題
- (2) 送付先
・クラブ会員 ・西日本区役員送付先シールの宛先
(常任役員・監事・部長・事業主任・各委員会委員長・クラブ会長・国際関係役員・部選出代議員・その他)

注1 ブリテンの保存はクラブで厳格にその方法を定めてください。5年分毎に製本することをお勧め致します。

注2 webにてブリテンを発行する場合も、広く見て頂けるよう、web掲載以外の伝達手段に配慮が必要です。

9 ワイズ物品

- (1) 物品の発注方法と送付方法
1997年7月1日以降、物品の保存と発送は業者に委託することになっています。ご注文は下記の委託業者まで、お申し込みください。
株式会社 斎藤工芸 〒111-0036 東京都台東区松が谷 3-22-1 TEL 03(3841)5846 FAX 03(3841)5873
- 注1 物品と共に請求書が送付されます。代金は委託業者へ直接お支払いください。
- 注2 消費税、送料は各クラブ負担となりますので、御了承ください。
- (2) その他
ワイズマークを使用した物品を各クラブあるいは部で製作される場合は従来通り。「ワイズの良識」に基づいて、クラブや部の責任において製作してください(ロゴマークの形・色には厳格な規定があります。事前にご確認ください)。
(国際のホームページからダウンロードできます)

10 各事業の区への報告期限

- (1) T O F、C S、F F 地域奉仕事業主任から案内されますが、2月15日までに送金してください。
- (2) B F ファンド事業主任から案内されますが、
使用済切手 1月末日までに福尾切手商 福尾和夫 様宛へ送ってください。
〒156-0045 東京都世田谷区桜上水 5-11-8 (有)フクオ Y's 係御中 TEL 03-3304-0480
(使用済切手送付用はがきは、区事務所にあります。区ホームページ資料庫からダウンロードもできます)
- 現 金 2月15日までに送金してください。

11 各種報告書送付先一覧(コピー送付先も含む)

報 告 書 等	送 付 先	提 出 日	コピー送付先
会員異動報告書	西日本区事務所	逐次	EMC事業主任・主査
E F・J W F 献金申込書	西日本区事務所	逐次	ファンド事業主任
半年報	部長	7月10日、1月10日	
クラブ活動報告	部長		区理事
クラブの事業報告	事業主査		事業主任
国際会長選挙 国際関係の投票等	国際協会事務局	指定期日国際協会必着	

国際協会事務局

Mr. Takao Nishimura 注意: 2010年9月1日までは、Mr. Rolando Dalmas

Y's Men International

9 Ave. Sainte-Clotilde CH 1205 GENEVA, Switzerland

Telephone +4122-809-1530

Telefax +4122-809-1539

URL <http://www.ysmen.org/>

その他、国際、アジアエリアの事業主任に付いては、期首に国際よりリストが発刊されます。

1 2 その他

- (1) 国際会長等選挙と国際関係投票は西日本区事務所へお問い合わせください。また事業関係に関する件は、各事業主任にお問い合わせください。
- (2) 決定した次期部役員は、各期書記を通じて次期理事に報告してください。
- (3) 決定した次期クラブ役員の名前は、次期部長と次期西日本区理事に報告してください。